



登録申請の状況等 (財務省提出資料)

令和5年9月29日

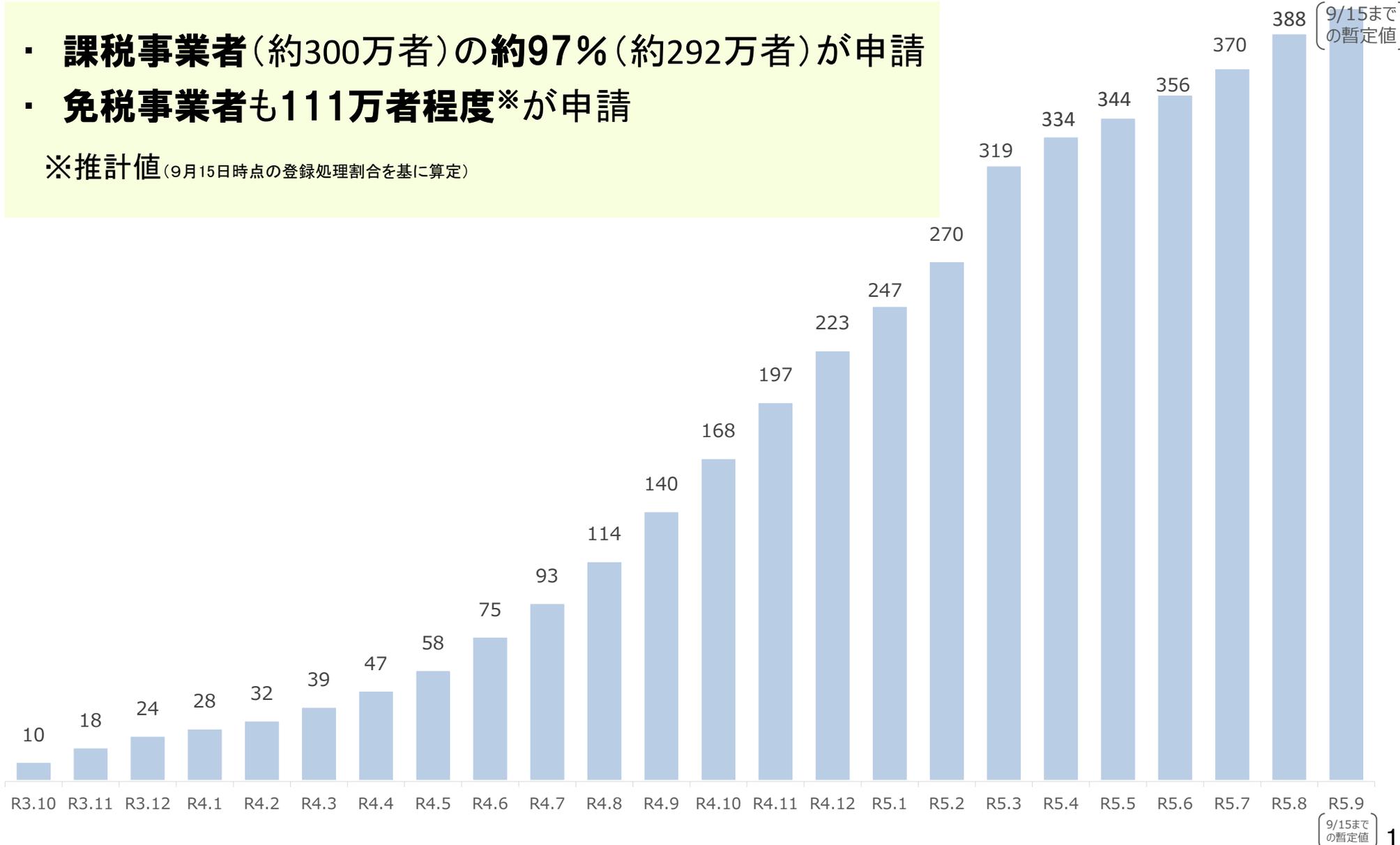
インボイス発行事業者の登録申請件数の推移

令和5年9月15日付

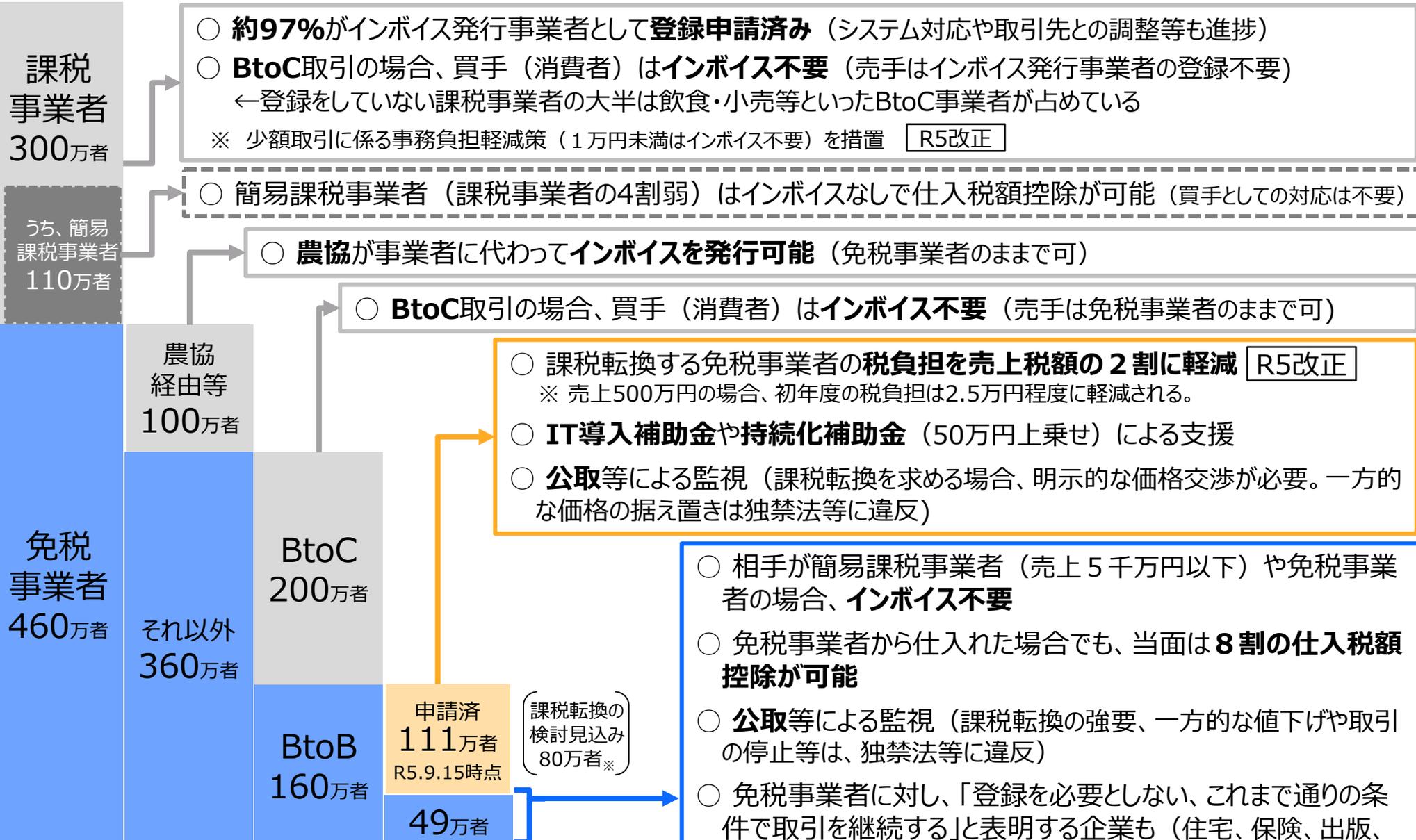
約403万件

- 課税事業者(約300万者)の約97%(約292万者)が申請
- 免税事業者も111万者程度※が申請

※推計値(9月15日時点の登録処理割合を基に算定)



インボイス制度への対応状況等



※ 各事業者数は推計値（課税転換を検討している事業者数は、日本商工会議所のアンケート結果（令和4年5～6月調査）に基づく推計）

インボイス制度への移行に当たっての事業者支援策

相談体制の強化

- 事業者の相談に対して丁寧に対応できるよう、**インボイスコールセンター**を設置
- **中小企業へ経営支援**を行っているよろず支援拠点、商工会議所、商工会等の**支援機関の経営相談体制を抜本的に強化**し、相談対応を実施
- **免税事業者からの相談受付窓口**を設置し、相談内容に応じ、**税理士**（税務相談）や、**支援機関等**（経営相談、補助金の案内）が対応する枠組みを、中企庁補助事業にて立ち上げ
- **税務署**において、各事業者の事業実態を聴取し、登録要否の検討をサポートする**相談会を開催**
- 関係各省庁において、**所管業界に対する周知広報計画**を策定の上、きめ細かく事業者をサポート
- **地銀、信金、信組**において、取引先企業に対する**セミナーの開催**

税制措置

- 課税転換する免税事業者の**税負担を売上税額の2割に軽減**（R5改正）
- 少額取引に係る**事務負担軽減策**（1万円未満はインボイス不要）を措置（R5改正）
- 免税事業者から仕入れた場合でも、当面は**8割の仕入税額控除が可能**

予算措置

- **IT導入補助金**：大企業も含む発注者が取引先の中小企業等に受発注ソフトを利用させる場合にも対象拡大
- **持続化補助金**：課税転換した場合に**50万円**上乘せ

取引環境の整備

- **独禁法等のQ&A**の公表、**6,000を超える業界団体**への法令遵守要請を実施
- **下請けGメン**や**書面調査**による状況把握や**発注者側への注意喚起**等を実施